

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 1 3 号)

平成 1 4 年 7 月 1 8 日

横情審答申第 2 1 3 号
平成 1 4 年 7 月 1 8 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第 2 9 条第 1 項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成 1 3 年 3 月 1 6 日瀬保護第 5 2 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生活保護ケースファイルにある(1)世帯台帳，(2)面接記録票，(3)ケース記録，(4)法第 2 9 条調査依頼関係書類，(5)扶養依頼関係書類，(6)医療扶助関係書類」の個人情報非開示決定及び「生活保護ケースファイルにある(1)保護決定調書（現業），(2)戸籍謄本，附票関係書類，(3)ケース診断会議記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、生活保護ケースファイルにある世帯台帳、面接記録票、ケース記録、法第29条調査依頼関係書類、扶養依頼関係書類、医療扶助関係書類、保護決定調書（現業）、戸籍謄本・附票関係書類及びケース診断会議記録のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年12月4日付で行った、生活保護ケースファイルにある世帯台帳（以下「文書1」という。）、面接記録票（以下「文書2」という。）、ケース記録（以下「文書3」という。）、法第29条調査依頼関係書類（以下「文書4」という。）、扶養依頼関係書類（以下「文書5」という。）及び医療扶助関係書類（以下「文書6」という。）の個人情報非開示決定並びに保護決定調書（現業）（以下「文書7」という。）、戸籍謄本・附票関係書類（以下「文書8」という。）及びケース診断会議記録（以下「文書9」という。以下文書1から文書9までを「本件申立文書」という。）の個人情報一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示及び一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第2号、第3号及び第4号に該当するため全部又は一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第17条第2号の該当性について

文書1、文書2、文書3及び文書6に記録された情報については、地区担当員、主治医及び囑託医の要保護者に対する所見、処遇・指導方針等であり、異議申立人の評価、診断、判定、指導、相談等に関する情報である。

そのため、当該情報を開示することにより、療養態度の改善、勤労意欲の助長等生活の維持向上のための相談、指導等が困難となり、生活保護事務の適正な執行を阻害されたり、関係者間の信頼を損なうおそれがある。

文書7及び文書9の異議申立人の評価に関する部分（「訪問格付」等）については、開示することにより、客観的かつ適正な評価、診断、指導、相談等が困難になり、生活保護事務の適正な執行を阻害されたり、関係者間の信頼関係を損な

うおそれがある。

(2) 条例第 17 条第 3 号の該当性について

文書 1 , 文書 2 , 文書 3 , 文書 4 , 文書 5 及び文書 6 については , 扶養義務者が要保護者に知られたくない収入資産等の個人情報がある場合 , また , 病名 , 病状 , 治療見込み等について , 主治医や嘱託医が要保護者に開示すべきではないという前提で提供された情報である場合等がある。そのため , 当該情報を開示することにより , 関係機関等の協力が得られなくなり , 必要な調査が不可能となること及び異議申立人へのきめ細かい処遇や的確な指導が不可能となり , 生活保護事務の適正な執行を阻害されたり , 異議申立人及び関係者との信頼関係を損なうおそれがある。

文書 7 の異議申立人の評価に関する部分 , 文書 8 の第三者に関する部分及び文書 9 の異議申立人の評価に関する部分については , 開示することにより , 生活保護制度を適正に実施 , 運営する上で必要な調査 , 関係機関の協力及び異議申立人への相談 , 処遇等において生活保護事務の適正な執行を阻害されたり , 異議申立人及び関係者との信頼関係を損なうおそれがある。

(3) 条例第 17 条第 4 号の該当性について

文書 1 , 文書 2 , 文書 3 , 文書 5 及び文書 6 については , 要保護者と主治医との間で病名 , 病状 , 治療見込み等について認識の差異がある場合がある。そのため , 当該情報を開示することにより , 医師と要保護者の信頼関係を失うおそれのある主治医や嘱託医から提供された情報及び扶養義務者等の氏名 , 住所 , 家族構成 , 婚姻歴及び収入資産等に係るその他の関係人である第三者に関する情報が含まれており , これらの情報について扶養義務者が異議申立人に知られたくないことの可能性があり , 開示することにより第三者のプライバシーや社会生活上の利益を害するおそれがある。

文書 8 には , 扶養義務者等の氏名 , 住所 , 本籍地 , 家族構成及び婚姻歴等に関する情報が含まれており , これらの情報について扶養義務者が異議申立人に知られたくない場合もあり , 開示することにより , 扶養義務者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがある。

4 異議申立人の意見

異議申立人 (以下「申立人」という。) が , 異議申立書 , 意見書及び意見陳述におい

て主張している本件申立文書の非開示決定及び一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

実施機関の決定は、条例第 17 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号を不当に拡大して解釈したものであり、違法不当である。

(1) 条例第 17 条第 2 号の該当性について

文書 1、文書 2、文書 3 及び文書 6 に記録された情報のすべてが評価、診断、判定等にかかる文書とは考えられない。また、どうして「本人に開示することにより療養態度の改善・・・が困難となり、生活保護事務の適正な執行が害される」のか全く具体的な事実が書かれていない。これらの文書の記載事項がすべてこれにあたるとは到底いえないし、一般論なのか申立人自身についてそのようなおそれがあるのかも不明である。申立人についてそのような事情が具体的に認められないのであれば、非開示事由として認められない。むしろこれらの情報は、申立人に関する事実認識、評価が適正にされているかを自ら確認し、誤りがあれば正すことによって、適正な生活保護事務の執行を図りうるものであり、開示する必要性の高いものである。

文書 7 及び文書 9 の申立人の評価に関する部分についても、なぜ開示により生活保護事務の適正な執行が害されるのかまったく具体的な事実が書かれていない。むしろこれらの情報は、申立人に関する事実認識、評価が適正にされているかを自ら確認し、誤りがあれば正すことによって、適正な生活保護事務の執行を図れるものであり、適正な生活保護事務の執行は申立人にとってはまさに死活問題であり、開示する必要性の高いものである。

(2) 条例第 17 条第 3 号の該当性について

文書 1、文書 2、文書 3、文書 4、文書 5 及び文書 6 のすべてについて、どうして本人に開示することで生活保護事務の適正な執行が害されたり信頼関係を害することになるのか、まったく具体的な事実が書かれていない。一般論なのか申立人自身についてのことなのか不明であるが、「・・・である場合があります」という言い方からすれば、ごく大雑把な一般論に過ぎないと思われる。かかる理由で非開示とすることは許されない。

文書 7、文書 8 及び文書 9 についても具体的な理由説明がまったくない。単に今まで出さなかったから出たくないというに過ぎないのではないか。特に、戸籍謄本・附票関係書類を非開示にする理由は理解しがたい。

(3) 条例第 17 条第 4 号の該当性について

条例第 17 条第 4 号の「第三者の情報」にあたるものはごくわずかに過ぎないはずであるし、第三者の正当な権利利益を侵害する場合でなくてはならないのであるから、単に第三者が識別されるとか、主観的に申立人に知られたくないというだけにはとどまらない。文書 1、文書 2、文書 3、文書 5 及び文書 6 については、「第三者の正当な権利利益を侵害する」ことが具体的に指摘されない限り非開示は許されない。

文書 8 についても、単に第三者が識別されるとか、主観的に申立人に知られたくないというだけにはとどまらず、「第三者の正当な権利利益を侵害する」とは到底認めがたい。まして、申立人自身が取得可能な戸籍謄本類について理由とならないことは明白である。

(4) 生活保護の記録の中に自分の病気のことがどのように書かれているのか知らないままだと、保護を打ち切られることになるのではないかと不安である。そのため、自分の医療情報を知りたい。

また、医療情報以外についても、正確に書かれているかどうか確認したい。不正確なままだと、職員が変わった時に不正確な事実が引き継がれてしまう。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号）第 2 条及び第 3 条に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。本件申立文書は、申立人の生活保護に関して作成された生活保護ケースファイルの一部であることが認められる。

文書 1 は、要保護者である申立人を世帯主とする世帯の状況や扶養義務者の状況等を記録した文書であり、世帯主の氏名及び住所等、訪問格付、世帯構成員に関する情報並びに扶養義務者に関する情報等が記録されている。

文書 2 は、面接員が生活保護の申請者である申立人から主に聞き取り調査した内容を記録した文書であり、申請者の住所、氏名、現況、生活歴、収入及び医療の状況、扶養義務者に関する情報並びに面接員の所見等が記録されている。

文書 3 は、生活保護を実施する上で必要な事項について、要保護者である申立人本人からの聞き取り及び調査等に基づき記録した文書であり、申請理由、生活及び資産

状況，面接及び訪問記録，関係機関への調査・回答のほか，担当ケースワーカーの所見，処遇及び指導方針等が記録されている。

文書４は，実施機関が，生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第２９条に基づき，申立人の資産や収入状況について関係機関に報告を求め，これに対して当該関係機関から提出された報告文書であり，申立人の氏名及び住所並びに調査の結果等が記録されている。

文書５は，要保護者である申立人の扶養援助に関して，扶養義務者から提出された回答文書であり，要保護者の住所及び氏名，扶養義務者の住所及び氏名並びに扶養援助についての回答内容等が記録されている。

文書６は，要保護者である申立人の医療受診状況等を記録した文書であり，申立人の医療の要否について指定医療機関の意見を求めた医療要否意見書，要保護者に対する治療材料の給付の要否等について指定医療機関の意見を求めた給付要否意見書，医療機関から福祉事務所長あての事務連絡票及び申立人の指導・措置等を検討するための長期外来患者検討票で構成されており，要保護者の氏名，住所，傷病名，病状，今後の診療見込，医療要否意見及び給付要否意見等が記録されている。

文書７は，申立人からの生活保護の申請に基づき，その世帯の最低生活費と収入を対比し，月単位の扶助費を決定するために作成された文書であり，世帯主氏名，訪問格付，決定内容，最低生活費及び扶助額等が記録されている。

文書８は，要保護者である申立人及び扶養義務者の戸籍謄本，戸籍の附票の写し及びこれらの書類に係る発行依頼であり，発行依頼には，本籍地，筆頭者氏名，要保護者との関係，要保護者の氏名及び住所等が記録されている。

文書９は，要保護者である申立人の指導又は処遇方針等について検討・決定した会議の記録であり，会議の実施年月日，出席者，世帯類型，ケース格付，要保護者の生活歴，職歴，指導経過及び会議内容等が記録されている。

(2) 条例第１７条第２号の該当性について

ア 条例第１７条第２号では，「個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談等に関する個人情報であって，開示することにより，事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は，当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，文書１，文書２，文書３及び文書６の全部並びに文書７及び文書９の一部について，本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本号は、特定の個人を対象とする事務の適正な執行を確保するため、当該事務の処理に伴って記録された情報のうち、通常本人が知り得ない評価・判定に関する情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

したがって、当該個人に関する評価・判定を伴わない客観的な事実に関する情報や申立人から直接聴取した情報は、本号を適用する前提条件を欠くものであり、本号によって非開示とすることができないものと考えられる。

そこで、本件申立文書に記録された各種の情報について、本号該当性を個別に検討することとする。

エ 文書１に記録されている訪問格付（項目名を除く。以下同じ。）は、世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯に必要な訪問頻度を設定するために、当該世帯の格付を行い、その格付結果を記録したものであることが認められる。当該訪問格付は、申立人個人の評価・判定に関する個人情報であり、当該格付が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

しかし、文書１に記録されているケース番号、世帯主の氏名・住所・本籍地、世帯構成員の氏名・続柄・生年月日・職業・加算の有無・他法収入の有無及び扶養義務者の氏名・続柄・住所・電話番号等、訪問格付を除いたその余の部分については、申立人個人に関する評価・判定を伴わない客観的な事実に関する情報であるから、本号に該当しない。

オ 文書２については、面接員が申立人本人から直接聴取した事項や、申立人に対する当該面接員の対応等が記録されており、これらはいずれも個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報とは認められず、本号に該当しない。

カ 次に、文書３についてみると、申立人から直接聴取した事項、訪問記録、関係機関から得た情報、ケースワーカー等専門職による評価・判定の内容又は指導助言の内容等が一体となって記録されているため、当該文書全体が、申立人個人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報と認められる。また、その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

キ 文書６は、医療扶助に関する事務に伴って、申立人に対する医療の要否や治療材

料の給付の要否等について医療機関に意見を求めたものであり、当該医療機関から提供された申立人に係る診療情報や意見等（以下「本件医療情報」という。）が記録されていることが認められる。

本件医療情報は、申立人本人の傷病等に関する自己情報であり、本来このような情報は、医療機関による十分な説明及び患者である申立人の理解・納得という観点から、両者の信頼関係のもとに提供されるべき性質の情報であると考えられる。

実施機関は、療養態度の改善、勤労意欲の助長等生活の維持向上のための相談、指導等が困難となるおそれがあること及び関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることを理由に、生活保護事務の適正な執行の観点から本件医療情報を非開示とすべきであると主張しているが、本件においてはそのような事情は認められず、文書 6 に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。

なお、本件医療情報の開示の可否については、当該情報の提供者であり、その内容に責任を有する医療機関の意見を踏まえた上で判断すべきものとする。

また、文書 6 における本件医療情報を除いた部分のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医意見欄に記録されている情報並びに長期外来患者検討票に記録されている担当員の所見、嘱託医の意見、指導内容及び措置結果等の情報については、これを開示することにより、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報とは認められないことから、本号に該当せず、その余の部分については、いずれも客観的な事実に関する情報であり、申立人に係る評価・判定に関する情報とは認められないことから、本号に該当しない。

ク 次に、文書 7 及び文書 9 についてであるが、実施機関は、文書 7 のうち、訪問格付欄の項目名及び格付結果が記録されている部分について、また、文書 9 のうち、ケース格付欄の格付結果が記録されている部分及び申立人の評価・判定・指導等に関する情報が記録されている部分について、本号に該当するとして非開示としている。

前記エで述べたように、訪問格付は、申立人個人の評価・判定に関する個人情報であり、当該格付が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

したがって、文書 7 及び文書 9 に記録されている訪問格付の結果に関する情報は、本号に該当する。

なお，文書 7 のうち訪問格付欄の項目名は，単に当該文書の様式の一部に過ぎないことから，本号に該当しない。

また，文書 9 に記録されている情報のうち，担当ケースワーカーや関係職員等による申立人の評価・判定・指導方針等の情報が記録されている部分についても，その内容が申立人の認識と異なる場合，これを開示することにより，実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ，適正な指導が困難になるなど，申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから，本号に該当する。

(3) 条例第 17 条第 4 号の該当性について

ア 条例第 17 条第 4 号では，「第三者に関する情報を含む個人情報であって，開示することにより，当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」は，当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，文書 1，文書 2，文書 3，文書 5，文書 6 及び文書 8 の一部について，本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書 1，文書 2 及び文書 5 に記録されている第三者に関する情報のうち，扶養義務者の氏名，続柄，住所，家族の状況及び資産の状況等，扶養義務者に関する情報が記録されている部分については，当該扶養義務者等の個人情報でもあり，開示することにより，当該扶養義務者等のプライバシーや社会生活上の利益を害するおそれがあることから，本号に該当する。

次に，文書 1 及び文書 2 に記録されている民生委員の氏名についてであるが，民生委員法に基づき，厚生労働大臣から委嘱される特別職の公務員である民生委員の氏名は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるから，その氏名を開示しても，当該民生委員の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められず，本号に該当しない。

文書 2 に記録されている横浜市職員の印影についても，同様に，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるから，これを開示することにより，当該職員の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められず，本号に該当しない。

また，文書 5 に記録されている届出年月日，名宛人，申立人の住所及び氏名については，扶養義務者から提供された情報ではあるが，これを開示しても，当該扶養義務者の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められず，本号に該当しない。

エ 文書 6 に記録されている本件医療情報は，申立人本人の傷病等に関する自己情報

であり、申立人本人に対しては原則として開示されるべきものである。しかし、同時に当該情報は、第三者である医療機関から提供された情報であり、本来は、当該医療機関による十分な説明及び患者である申立人の理解・納得という観点から、両者の信頼関係のもとに提供されるべき性質の情報であると考えられるため、その内容を申立人本人に開示すべきか否かについては、本件医療情報の提供者であり、その内容に責任を有する医療機関の意見を踏まえた上で、より慎重に判断すべきものとする。

そこで、当審査会は、本件医療情報を開示することについて、当該情報の提供者である各医療機関に照会を行った結果の分かる資料の提出を、実施機関に求めることとした。

それによると、照会を行った全ての医療機関について、医療要否意見書における傷病名又は部位欄、主要症状及び今後の診療見込み欄、診療見込期間欄及び医療要否意見欄、給付要否意見書における要否意見欄、事務連絡票における傷病名欄及び医療要否意見欄並びに長期外来患者検討票における病名欄及び主治医意見欄に記録されている本件医療情報を開示することにより、診療上の支障が生じるとの意見は得られなかったことが認められた。

実施機関は、本件医療情報を開示することにより、医師と要保護者の信頼関係が損なわれるおそれがあると主張しているが、本件医療情報の提供者である医療機関が、その開示について診療上の支障がないと判断している情報について、これを開示することにより、医師と要保護者の信頼関係が損なわれ、当該医療機関の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとはいえないものと解される。

したがって、文書 6 に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。

次に、文書 6 に記録されている第三者に関する情報のうち、医療機関の名称、所在地、担当医師の氏名等は、申立人本人が受診した医療機関等に関する情報であるため、これを申立人に開示しても、当該医療機関等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

また、文書 6 に記録されている第三者に関する情報のうち、給付要否意見書の所要経費概算見積欄に記録されている法人の代表者の印影は、これを開示すると、当該法人の財産権を害するおそれがあることから、本号に該当するが、治療材料の見積価格や取扱業者の名称及び所在地等、法人の代表者の印影を除いたその余の部分は、これを開示しても、当該見積業者の正当な権利利益を害するおそれがあるとは

認められず、本号に該当しない。

また、文書 6 に記録されている横浜市職員の印影についても、これを開示することにより、当該職員の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、本号に該当しない。

オ 文書 8 のうち、申立人と戸籍を異にする扶養義務者の戸籍謄本及び戸籍の附票の写しに記録されている当該扶養義務者の識別を可能とする情報並びにその発行依頼書に記録されている戸籍の筆頭者に関する情報は、当該扶養義務者等の個人情報でもあり、開示することにより、当該扶養義務者等のプライバシーや社会生活上の利益を害するおそれがあることから、本号に該当する。

しかし、文書 8 のうち、申立人の戸籍に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写し並びにその発行依頼に含まれている第三者に関する情報については、これを開示しても、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれはないと認められることから、本号に該当しない。

カ なお、本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、前記(2)において、当審査会が、条例第 17 条第 2 号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(4) 条例第 17 条第 3 号の該当性について

ア 条例第 17 条第 3 号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（本号アからエまで省略。）」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1、文書 2、文書 3、文書 4、文書 5 及び文書 6 の全部並びに文書 7、文書 8 及び文書 9 の一部について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本号は、市の機関等が行う事務の適正な執行を確保するため、当該事務の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、開示しないことができる旨を定めたものである。

本件申立文書は、申立人の生活保護に関して作成された文書であるから、本号アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるが、一般的に、生活保護事務の適正かつ円滑な執行を確保するためには、要保護者と実施機関との信頼関係が不可欠であると考えられるため、当該事務の処理に伴って作成された本件申立文書

に記録されている各種の情報について、関係者間の信頼関係を基礎とする事務の適正な執行という観点から、本号該当性を個別に検討することとする。

エ 文書 1，文書 2，文書 5，文書 6，文書 7 及び文書 8 において実施機関が非開示としている情報のうち、申立人個人に関する評価・判定を伴わない客観的な事実に関する情報や申立人本人から直接聴取した情報等については、これを申立人本人に開示したとしても、それによって適正な指導・相談等が困難となったり、関係者間の信頼関係を損なうなどの支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ 文書 4 は、実施機関が職権で関係機関に報告を求め、得られた文書であり、そこに記録されている情報は、いずれも申立人個人に係る客観的な事実に関する情報であることから、これを申立人本人に開示したとしても、それによって適正な指導・相談等が困難となったり、関係者間の信頼関係を損なうなどの支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

カ 次に、文書 6 に記録されている本件医療情報についてであるが、前記(2)で述べたように、当該情報は、申立人本人の傷病等に関する自己情報であり、本来このような情報は、医療機関による十分な説明及び患者である申立人の理解・納得という観点から、両者の信頼関係のもとに提供されるべき性質の情報であると考えられる。

実施機関は、関係機関等の協力が得られず必要な調査が不可能となるおそれがあること、申立人へのきめ細かい処遇や的確な指導が不可能となるおそれがあること及び申立人や関係者との信頼関係を損なうおそれがあることを理由に、生活保護事務の適正な執行の観点から本件医療情報を非開示とすべきであると主張しているが、本件においてはそのような事情は認められず、文書 6 に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。

また、文書 6 に記録されている嘱託医の意見、担当員の所見、指導内容及び措置結果等の情報についても、これを開示することにより、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報とは認められない。

キ なお、本件申立文書において実施機関が非開示とした情報のうち、前記(2)及び(3)において、当審査会が、条例第 17 条第 2 号又は第 4 号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(5) 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が、条例第 17 条第 2 号又は第 4 号に該当し、開示しないことができると判断した情報の具体的な部分は、別表に示すと

おりである。

(6) 結 論

以上のとおり，実施機関が，本件申立文書に記録された情報のうち，別表に示す部分を，条例第１７条第２号又は第４号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが，その余の部分は開示すべきである。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち，当審査会が，条例第１７条第２号第２号又は第４号に該当し，開示しないことができると判断した部分

該当文書		該 当 個 所
文書 1		「訪問格付」欄（項目名を除く。） 「扶養義務者の状況」欄（項目名を除く。）
文書 2		「扶養義務者」欄（項目名を除く。）
文書 3		全部
文書 5		9 行目以降全部
文書 6	給付要否意見書 （平成 10 年 9 月 28 日收受， 平成 7 年 10 月 9 日收受）	「所要経費概算見積」欄の法人代表者の印影
文書 7		「訪問格付」欄（項目名を除く。）
文書 8	「戸籍謄本等の発行依頼について」 （平成 8 年 11 月 28 日瀬保護 第 1763 号，平成 8 年 11 月 28 日瀬保護第 1762 号）	全部
	戸籍の附票の写し及び戸籍 謄本 （平成 8 年 12 月 2 日発行）	
文書 9		全部

（備考）

罫線は行数に含めない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 1 3 年 3 月 1 6 日	・ 諮問書並びに非開示及び一部開示理由説明書を受理
平成 1 3 年 3 月 2 3 日 (第 2 4 2 回審査会)	・ 諮問の報告
平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日 (第 2 6 0 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 1 月 2 5 日 (第 2 6 2 回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取
平成 1 4 年 2 月 8 日 (第 2 6 3 回審査会)	・ 実施機関からの事情聴取 ・ 審議
平成 1 4 年 2 月 2 2 日 (第 2 6 4 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 3 月 8 日 (第 2 6 5 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 3 月 2 2 日 (第 2 6 6 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 3 月 2 8 日	・ 実施機関への資料提出の依頼
平成 1 4 年 4 月 3 0 日	・ 実施機関からの資料提出
平成 1 4 年 5 月 1 0 日 (第 2 6 9 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 5 月 2 4 日 (第 2 7 0 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 6 月 1 4 日 (第 2 7 1 回審査会)	・ 審議
平成 1 4 年 6 月 2 8 日 (第 2 7 2 回審査会)	・ 審議